

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会
第 24 回ガス事業制度検討ワーキンググループ

日時 令和 4 年 9 月 5 日（月） 16：01～17：08

場所 オンライン開催

1. 開会

○野田室長

定刻となりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第 24 回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

ガス市場整備室長の野田でございます。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき誠にありがとうございます。

本日もオンラインでの開催とさせていただいております。ウェブでの中継も行っておりますので、そちらでの傍聴が可能となっております。

本日は、男澤委員、二村委員におかれては遅れてのご参加というふうにご連絡をいただいております。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社取締役副社長の佐藤オブザーバーにおかれましては、急きょご欠席との連絡がございまして、代理として同社販売本部ガス事業部ガス事業企画グループマネジャーの山本さまが代理でご出席、また、ENEOS 株式会社リソーシズ&パワーカンパニーガス事業部部長の富士元オブザーバーの代理として、同社の山内ガス事業部部長がご出席をされております。

それでは以降の議事進行につきましては山内座長にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

2. 説明・自由討議

(1) 都市ガスの需給対策について

○山内座長

承知いたしました。それではお手元の議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思ひます。本日も前回に引き続き、都市ガスの需給対策、これについて議論していただきたいと思ひます。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、恐縮でございます

が、プレスの方はご退出をお願いしたいと思います。

それでは議題に入る前に、参考資料について事務局と、それから日本ガス協会からご説明いただきますので、よろしく願いをいたします。

○野田室長

参考資料を今回1～3まで配布をさせていただいております。前回出ましたご意見、ご質問でございますとか、また前回の資料につきまして修正をすることがございましたので、ご説明をさせていただければと思います。

まず、参考資料の1につきましてご覧をいただければと思います。前回、第23回ワーキンググループの資料の3でございますけれども、こちらにつきまして、経団連の小野オプザーバーの前々回のご発言を引用しているところがございますけれども、この資料中の発言、記載内容につきまして前回開催後に修正のご連絡をいただきましたので、資料3につきましては、こちら参考資料1で見え消しでお配りをしているような修正をさせていただいているところでございます。

続きまして、参考資料の2のご説明をさせていただきます。こちらは前回、大石委員のほうから書面でいただきましたご質問でございます。2021年1月の電力需給逼迫（ひっばく）の時の電力・ガス事業者間の融通において、国としてこういった手順でこういった融通をやったのかといったところの検証が有益ではないかというご意見をいただいたところでございます。

この参考2の資料につきましては、2021年1月の電力・ガス基本政策小委員会でご説明をさせていただいた資料をお配りさせていただいておりますけれども、まずこちらにつきましては、経済産業省のほうからガス会社のほうに要請をいたしました。燃料在庫が少なくなっている電力会社に、余剰在庫を融通していただくところをお願いをしたといったところがあるわけでございます。

こちらにつきましては、取り組みでの真ん中が、ガス会社からの協力といった内容を書かせていただいております。ガスの大手4社、東京ガス、西部ガス、東邦ガス、大阪ガスから電力会社へLNGを融通や配船調整等を実施したということでございますけれども、どこがどこにどれぐらいといったところまでは、つまびらかにはできませんけれども、こういった形で融通等を実施をしたかといったところをご紹介をさせていただければと思います。

まず、基地が共同基地のような場合でございますけれども、こういった電力会社とガス会社の共同基地がある場合につきましては、LNG船の入船調整を行い、より早いタイミングで到着するガス会社のLNG船を電力会社のタンクに回し、その後には到着する電力会社のLNG船を、ガス会社のタンクに回すというような配船の調整により融通をしたという実績がございます。

また、共同基地内のタンクの中のガス会社のLNGを、電力会社に融通して、電力会社において事後に同じ量を返却するというような形を取った、タンクの中で融通をしたとい

った事例もございました。

また、導管を通じたガスの融通といった形もございまして、電力会社が都市ガス用に卸供給するはずだった都市ガスを、ガス会社が代わりに供給をするということで、電力会社のLNGの在庫を節約をしたというケースがございましたし、また、電力会社の発電用として導管を通じてガス会社が発電所にガスを供給したといったケースもあったということでございます。これが2021年1月の電力・ガスの事業者間の融通、経済産業省のほうから要請をして、ガス会社のほうで行っていただいた内容ということになります。

続きまして、参考資料の3につきましては、日本ガス協会からご説明をいただければと思います。

○早川オブザーバー

日本ガス協会の早川です。それでは参考資料3についてご説明申し上げます。

前回、武田委員からLNGの売買契約における仕向地条項と転売の関係について、転売禁止の場合、国内の転売まで許容されないのかとのご質問をいただきました。

現状についてご報告を申し上げたいと思います。LNGの売買契約はもうプロジェクトごと、それから事業者ごとでさまざまですが、大きく分類をしますと、まず仕向地条項があるかないかというところで、ない場合には、LNG船と港の物理的な制約がない限りは転売することは可能です。問題の仕向地条項がある場合ですが、これも2つに分かれまして、特定の港、特定の事業者への荷揚げが規定されている契約では、一般的には契約上他の事業者への転売は許容されないと規定されています。

一方で、日本国内の基地であれば荷揚げが制限されない契約もあり、この場合には物理的な制約がない限り、他の事業者への転売は許容されるものと考えます。

なお、いずれの場合においても、自社の基地に荷揚げをすれば、そこからは転売の制約は受けないということになりますが、この場合はリロードの再出荷の設備があるかどうか、あるいは前回も少し議論になりましたけれども、カボタージュ規制の制約を受けるかどうか、むしろ制約になってきますけれども、いったん荷揚げすれば転売は可能となります。

なお、どの契約がどのくらいの割合になっているかは、ガス協会では分かりかねますが、JOGMECが昨年10月に発表されたところによりますと、2020年度の断面で電力用のLNGを含む全取扱量を見ますと、43%が仕向地条項のないLNG売買契約ということで、残り57%は仕向地条項があるということになります。

ただし、5年前ぐらいまでは、ほぼ7割が仕向地条項ありの契約だったのですが、それ以降に新たに契約した、あるいは改定した契約を見ると8割近く、77%が仕向地条項なしというふうに変ってきているということでもあります。

ただ、LNGの契約が20年とか非常に長期のものが多いため、2020年度の断面で見ると43%、約半数が仕向地条項なしという状況になってございます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。参考資料の1～3までご説明いただきましたが、ただ今の説明について、ご質問あるいはご意見があればご発言願いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。ご発言ご希望の方はチャット欄にその旨記入していただければと思います。

武田委員から手挙げがございました。武田委員、どうぞご発言ください。

○武田委員

ありがとうございます。資料3につきましてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

私の趣旨としては、契約締結時において先ほどご説明いただいた、例えば3つ目の契約、日本国内基地であれば荷揚げは制限されない契約、そういうものが可能なのではないか、それを求めていくべきではないのか。また、既契約であっても個別の海上物品輸送契約に関して、仕向地の変更が認められることがあるのではないかとこのものでございました。質問に対する回答以上に詳しい説明いただきまして、お礼を申し上げます。

いずれにしましても、この仕向地条項について、それが減少してきているというご説明をいただきましたけれども、さらに日本企業にとって柔軟な契約が可能になるよう、国の後押し等が必要ではないかと思うところであります。

ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。続いて大石委員、手を挙げられました。どうぞご発言ください。

○大石委員

すみません。ちょっとチャットが使えないので手を挙げさせていただきました。

事務局からのご説明、ありがとうございました。昨年といいますか、今年の冬の需給の逼迫のときの状況というのをご説明いただき、内容としては分かりました。

加えて1つ質問なのですが、一番最初に書いてある、燃料在庫が少なくなっている電力会社に余剰在庫を融通するように経産省からガス会社に要請したということなのですが、その前提ですが、まずは電力会社から経産省にお願いがあり、経産省としては実際に燃料在庫が少なくなっていることを確認し、そしてガス会社に要請した、ということなのでしょうか。

今後さらに状況が逼迫し厳しくなった時に、どこの状況を国としては確認するのか、ということと関連するのかなと思いましたので、すみません、さらに質問させていただきます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。これについていかがでしょうか。

○野田室長

ありがとうございます。ちょっと今、私の手元で前段階でこういった情報把握をした上でこういった要請に至ったかといったところまでは持ち合わせておりませんので、また改めて機会を設けてご説明したいと思います。

いずれにしましても、逼迫の状況を経産省も把握をした上で、ガス事業者にお願いをしたということでもあります。確認してご説明させていただきたいと思います。

○山内座長

大石先生、よろしいですか。

○大石委員

はい、分かりました。よろしく願いいたします。

○山内座長

その他、いらっしゃいますか。ご発言、ご希望。

それでは、よろしければ議事を進行させていただきます。

本日の議題に入りたいと思います。事務局より資料の3をご説明いただきます。よろしく願いいたします。

○野田室長

ありがとうございます。それでは資料の3の説明をさせていただければと思います。

前回の骨子案でお諮りをしたものに前回の議事の内容を反映をした上で、今回「都市ガスの需給対策について」ということで資料3を準備をさせていただきました。

それでは、中身を読み上げをさせていただければと思います。都市ガスの需給対策について（案）、2ページをご覧ください。

まず1、現状でございます。都市ガス事業者は、これまで、都市ガスの安定供給の観点から、原料となるLNG調達の長期契約比率を高くするとともに、原料供給途絶リスクや需要増加リスクを見越して、必要な原料の在庫を確保してきた。

また、都市ガス事業者は、自社のLNGの調達に何らかの支障が生じた場合には、他の長期契約からの調達の増量、他の長期契約のLNG船の到着前倒しの配船調整、スポットでの調達といった手段を講じることにより、代替調達を実施している。

LNG受入基地の容量やガス製造能力の面からも、都市ガスの供給力に問題は生じておらず、このような都市ガス事業者の取り組みにより、これまで都市ガスの需給逼迫は生じていない。現在のところ、足元の都市ガス用のLNG輸入量は安定し、LNGの月末在庫量も堅調に推移している。

2、検討の位置付け。国際的なカーボンニュートラルの動きの中で、世界的にLNG・天然ガスの上流投資が不足した結果、2020年代半ばごろの世界のLNGの供給余力には厳しい見方があった。このような中で起きたロシアのウクライナ侵攻により、ロシア産の天然ガスを購入していたEUは、ロシア産の天然ガス調達を削減し、LNG等に代替していく、脱ロシア依存に向けた新計画（REPowerEU）を発表した。

そして、ロシアからのパイプラインによる天然ガス供給減を補い、今冬の需要に必要な

天然ガスを備蓄するため、足元のLNG輸入を拡大している。このため、足元の世界のスポットのLNGの供給余力は厳しくなっており、また価格も歴史的な高水準となっている。今後もEUによるLNG購入拡大が予想される中、当面、世界のLNG供給は余裕がない状況が想定される。

このような国際的なLNG供給構造の変化を踏まえると、わが国の都市ガス事業について、今後、いずれかの国またはプロジェクトにおいて何らかのトラブル等が発生し大規模かつ中期的なLNG供給の支障が生じた場合に、スポットでのLNGの代替調達に支障が生ずるような特別な状況にも対応できるよう、需給両面からの準備を進めておく必要がある。

3ページをご覧ください。3番、供給対策。都市ガスの需給逼迫を避けるため、供給対策に万全を期すことが重要である。

(1) LNGの調達と事業者間のLNG融通。①これまでの取り組み等。都市ガス事業者は、これまでも自社のLNG調達に何らかの支障が生じた場合には、他の長期契約からの調達の増量、他の長期契約のLNG船の到着前倒しの配船調整、スポットでの調達といった代替調達を実施しており、今後も、都市ガス事業者がこのような取り組みを最大限進めることは、供給対策の基本である。

また、都市ガス事業者は一般社団法人日本ガス協会を中心に、原料供給の途絶規模が大きく自社のみでは対応できない有事の際に、都市ガスの供給停止を防止するための原料融通を行うため、「大規模原料供給途絶時の対応ガイドライン」を策定している。

都市ガス事業者間および都市ガス事業者と発電事業者間でのLNGの融通はこれまでも実施されており、例えば、2021年1月の電力需給逼迫時には、都市ガス事業者から発電事業者に対してLNGの融通や配船調整等の協力を実施した。

②事前の追加的なLNG調達。都市ガス事業者や発電事業者等は、おのおので発電用と都市ガス用のLNGを調達しており、このような個社の調達量の総和として、日本全体の発電用・都市ガス用等の需要に応えられる量が確保されることが必要である。

予定していた長期契約によるLNG調達に支障が生じた場合の代替調達は、これまでも各事業者が最大限の取り組みを実施してきているが、有事の際に個社の努力を超える調達支障が生じる可能性を念頭に、事後的な代替調達だけでなく、事前の備えを講じることが重要である。

電気においては、kWh公募を通じた燃料調達や、電気事業法に基づく経済産業大臣による石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）への燃料調達の要請といった、民間事業者の調達を補完する仕組みがあるが、都市ガスについても、全体として必要な都市ガス用LNGを確保するために、民間事業者があらかじめ追加的にLNG調達を行うことを補完する仕組みや国の関与の在り方の検討が必要である。

③公的枠組みによる都市ガス用LNG調達の仕組み。電気については、電気事業法に、電気の安定供給の確保に支障が生じ、または生じる恐れがあり、民間事業者による発電用

燃料の調達に困難な場合、経済産業大臣の要請の下でJOGMECによる調達を行うという仕組みが存在する一方、ガス事業法ではそのような規定が存在しないため、必要な場合に経済産業大臣がガスの安定供給を確保するための措置を講ずることができない恐れがある。

都市ガスについても、都市ガスの安定供給の確保に支障が生じ、または生じる恐れがあり、民間事業者によるLNGの調達が困難な場合において、国が民間事業者に代わり、調達について一定の役割を果たすことができる仕組みの導入を検討することが適当である。

④事業者間の原燃料融通の枠組みの整備。LNG在庫が逼迫している特定の事業者に対する他の事業者からのLNGやガスの融通については、都市ガス事業は原料の代替の選択肢がないことも踏まえ、特別な状況においての事業者間や業界を超えた融通を円滑に行うための検討を進めることが重要である。

その際、電気・都市ガスのそれぞれにおける逼迫状況や、融通手段の制約等を考慮する必要があるため、事業者間や業界を超えた融通の実務等について、国と関係事業者が実効的な検討の枠組みを整備することが適当である。

(2) 調達に対する国の支援。世界的にLNG供給が厳しい中、国は引き続き、LNG調達のための産ガス国への働き掛けや上流開発の支援等に取り組むことが重要である。加えて、LNG契約における仕向地条項については、流動的なLNG市場の実現の観点からこれまでも緩和に向けて取り組みを行ってきたところだが、緊急時の国内融通の観点からも緩和・廃止が重要であり、日本企業の要請に応じ引き続き必要な取り組みを行う。

また、スポットのLNG価格が高騰している場合の、スポットによる代替調達に伴う国内への影響に配慮し、都市ガス事業者への金融支援や需要家支援等を検討することが重要である。

(3) 都市ガス事業者による事前の準備。都市ガス事業者は、代替調達や融通が必要になった場合にそれを円滑に実施できるよう、既存契約の売主からの事前の情報収集・事前協議、他のLNG調達者との融通や共同購入等の相談・協議、代替LNG船を受け入れる場合の課題の洗い出し等の事前準備を講じることが重要である。

また、各社が状況に応じて最良の選択ができるよう、供給対策に関して「万が一の備えとしてあらかじめ整理しておくことが望ましい事項」について、都市ガス業界団体がガイドラインを作成することが期待される。

5ページをご覧ください。4、需要対策。供給対策に万全を期すことが需給逼迫対策の原則であるが、何らかの不可抗力で十分な供給量を確保できない危機に備え、関係者が需要面の対策をあらかじめ検討しておくことは重要である。需要対策の検討に当たっては、社会生活や実体経済への影響を最小限にする観点から、強制力が弱い措置や費用の小さな措置を優先して準備しておくことが適当である。

(1) 都市ガス事業者側の取り組み。①経済DR・経済インセンティブの活用。何らかの報酬・対価を需要家に提供することにより需要家の使用削減を促す経済DR・経済イン

センチブに関し、電気では、既に小売事業者のインバランス回避や高騰する卸電力市場からの調達回避等のために活用されており、需給逼迫時の需要対策の手段の一つとしても「DRへの協力の呼びかけ」が位置付けられている。

これまで需給逼迫の状況が生じてこなかった都市ガスでは、経済DR等の活用は進んでいない。経済DR等は、都市ガス事業においても、需給逼迫の恐れが生じる前から事業者が主体的に講じることができる有効な対策であり、現下のLNGスポット価格が高騰している状況では、例えば、スポット調達を行っている場合や、有事で代替調達が必要となる場合など、都市ガス事業者にとって活用の意義が大きい手段である。

また、経済DR等により需要削減に応じる需要家は、削減の対価等の受け取りを前提に、おのおのが最適な行動を選択することとなるため、社会生活・経済活動への影響を最小化しつつ、都市ガス需要の削減を実現する効果が期待できる。

このため都市ガス事業者は、経済DR等について、都市ガス事業者にとっての経済的メリットや新しいビジネスの創出といった観点を踏まえ、ビジネスベースでの活用に最大限取り組むことが求められる。その際、都市ガス事業者は、既存の電気におけるkW・kWh削減の経済DRのサービス内容にとらわれることなく、都市ガス事業の特徴を踏まえた内容を検討すべきである。

②供給側が取り得る対策の追求。需要家側が特別な対応や負担をすることなく、供給者である都市ガス事業者による対策によってLNGの使用を削減できる余地がないか、都市ガス事業者は、LPガスの利用の可能性を含め、あらゆる可能性を検討することが重要である。

(2) 代替エネルギー等の活用。需要面の取り組みとしては、LNG（都市ガス）から別のエネルギーや手段を活用することも検討されるべきである。その際、①都市ガス以外の代替エネルギーや代替手段等の利用が困難な場合や、②一時的に二酸化炭素の排出量が相対的に多い化石燃料を使わざるを得ない場合もある。後者については、これまで産業界は二酸化炭素の排出がより少ない天然ガスへの燃料転換を進めていたところであり、省エネルギーの取り組みを合わせて実施することも重要となる。

また、石油等に比べ、二酸化炭素の排出が相対的に少ないLPガスについては、国内に備蓄もあり、カントリーリスクがLNGと異なるという特徴も踏まえて、需要家側だけでなく、供給側である都市ガス事業者側においても利用可能性を検討することが重要である。

(3) 都市ガス使用の節約の要請。特定の供給エリアにおいて都市ガス需要量に見合った供給量を確保できない場合には、当該エリアの都市ガス供給停止を防ぐため、国や都市ガス事業者から、都市ガス需要家に使用の節約を要請することも必要となる。

①都市ガス使用の節約の要請の対象範囲。都市ガス供給はガス導管事業者の導管を用いて供給されるため、同一供給エリア内に複数のガス小売事業者が存在する場合であっても、供給エリア全体の需要に対して十分な量の供給を行うことができない場合には、当該供給エリア内の全ての都市ガス需要家が影響を受けることになる。このため、使用節約を要請

する場合には、同一供給エリア内の全ての都市ガス需要家に要請することが適当である。

②都市ガス使用の節約を要請する場合の留意点。LNGの不足を理由として都市ガス使用の節約を要請する場合、LNGをガスの原料としないLPガス等の需要家は節約の必要がないこと、kWの抑制（ピークシフト）が必要となる節電とは違い、総使用量の削減が求められること等が適切に需要家等に伝わるよう留意すべきである。

また、このような機会を捉えて、都市ガスの使用節約に関して安全性や有効性に問題がある製品・サービスを提供する者が現れる恐れもあることから、製品安全や消費者保護の部局と連携した監視や啓発の取り組みも重要である。

③需給逼迫の状況を需要家に伝えるための情報提供の在り方。万が一需要対策を講じる場合には、需要家の都市ガス使用の節約を促すために、需給逼迫に関する適切な情報提供が重要となる。都市ガス事業は電気事業と違い、広域機関に相当する機能が存在せず、また現状は需給逼迫が生じていないため国によるLNG在庫モニタリングを行っていないが、需要対策が必要となる特別な状況においては、国が都市ガス用のLNGを輸入している大手都市ガス事業者やLNG調達事業者等から都市ガス用のLNGの在庫量、入船予定、想定需要量等の情報の提供を受け、全国的なLNGの需給状況を把握し、電気に係る情報提供と併せて、需要家に対して、全体的な逼迫の程度を伝えるための情報発信をすることが適当である。

加えて、特定の供給エリアについて、LNG受入基地の在庫がタンクの運用下限に達する恐れがある場合には、当該供給エリアのガス導管事業者が、調達事業者等からLNG在庫量等の必要な情報の提供を受け、需要家にガスの使用量の削減を促すための情報提供を行うことが有益である。ただし、電力需給逼迫の情報提供とは異なることや、促したい行動が需要家に伝わる発信内容である必要があるため、情報提供の内容や段取り等について、国、都市ガス業界団体、関係事業者間で実務的な検討を行い、準備を進めることが重要である。

④都市ガスの節約アイデア等の情報提供等。都市ガス使用の節約は、これまでも省エネルギー推進の一環として、国や都市ガス事業者による情報提供が行われてきた。一方、これまで都市ガスの節約が必要となる状況が生じなかったため、都市ガスの節約アイデア・手段は、需要家になじみが薄いと考えられる。

このため、国、都市ガス業界団体、都市ガス事業者がウェブサイトで節約のアイデア・手法について情報発信するとともに、都市ガス業界団体、都市ガス事業者により、さらなる節約事例の提供の充実を図ることが重要である。

(4) 個別の需要抑制の取り組み。特定の供給エリアにおいて、都市ガス使用の節約だけでは需給逼迫の状況が十分解決されない場合には、当該エリアにおける都市ガスの供給停止を防止するためのさらなる取り組みが求められる。

さらなる取り組みとしては、ガス小売事業者から個々の需要家に対し、個別に需要の抑制を要請することが考えられるが、その際は、家庭、商業、工業といった需要家の属性、

需要家の規模、都市ガスの用途、消費量、適用料金、設備等の停止や再稼働に要する時間・費用、損失や経営への影響、国民生活、社会経済、サプライチェーンへの影響等のさまざまな事項に配慮し、どのような需要家にどのような取り組みを要請するかが重要である。

このため、個別の需要抑制の取り組みは、実態としては、需要調整等の契約に基づく取り組みや、経済DR等を活用した取り組みも含めて、個々別々の需要家ごとの任意の取り組みの積み重ねになると考えられる。

大口の需要家についても全てに一律の対応を要請するというのではなく、当事者間でよく調整した上で、ガス小売事業者と需要家の間で個別に合意した内容を実施する任意の取り組みが原則となる。その際、国からも需要家に対し協力要請や必要な情報提供を行うことで、事業者による取り組みが円滑に進むよう支援することが必要である。

その上で、需要家による使用節約や個別の需要抑制の取り組み等の需要対策を最大限講じてもなお、都市ガスの供給力不足により都市ガス供給の停止の恐れがあり、国民経済および国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する恐れがある場合への備えとして、国による最終的な需給調整の手段として、必要最小限度の規制的手段の整備を検討することが適当である。

電気については、電気事業法において、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済および国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する恐れがあると認められる時は、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、電気の使用を制限すべきことを命じ、または勧告することができるという、国による需給調整の制度が存在する。

その際、事態克服のため必要な限度ということで、政令において、使用電力量または使用最大電力量の限度を定めてする電気の使用の制限については受電能力が 500 kW以上の需要家を対象とするとともに、実際の需給調整の実施に際しては、省令・告示において、さらに対象エリア、対象期間、除外対象設備、緩和措置対象設備を具体的に規定し、例えば病院や上下水道などの社会的に重要な施設等の設備については適用除外や緩和の対象としている。

都市ガスについても、事態克服のための最小限度の規制ということを大前提に、合理的で関係者の納得感を得られる制度を検討する必要がある。電気の制度も参考にしつつ、実効性や透明性の確保に留意し、制度対象等を検討する必要がある。また、特定の供給エリアにおいて実際に需給調整の実施が必要となるような場合には準備期間を設け、地域の実情や社会・経済活動等への影響を十分に踏まえて、対象となる供給エリア内の対象需要家や地方公共団体、関係省庁等と、除外や緩和等の実施内容を調整することが適当である。

(5) 特定の用途の使用抑制。電気事業においては、電気事業法において、装飾用や広告用等の特定の用途については、経済産業大臣が使用抑制を求めることができる制度が存在する。都市ガス事業については、同じように使用抑制を求めるべき特定の用途を想定す

ることが困難であり、同様の制度は必要ないと考えられる。

(6) 事業継続計画の準備。多くの需要家は、これまで需給逼迫が生じていなかった都市ガスの供給を事業継続計画（BCP）上の対象としてこなかった。ピークシフトを求められる電気と異なり、都市ガスの使用抑制は、生産活動の量に影響を与える可能性があることも念頭に、需要家のBCP策定が進むことが重要である。

9ページをご覧ください。5、中期的な対策・検討課題。

(1) 需給逼迫に備えた調達・在庫等の在り方の検討。LNGは長期間在庫として持つことが難しいことから、これまで都市ガス事業者は、調達先の分散によるセキュリティー向上、上流権益の確保、調達契約内容の柔軟化・最適化といった取り組みに努めてきたが、都市ガス用LNGの確保の観点から、共同調達を含むLNG調達の在り方、在庫の在り方、事前の追加的な調達を可能とする仕組み、需要側での柔軟な調整を可能とする仕組み等の検討を行うことが適当である。

(2) 合成メタン・バイオガス・水素等の導入促進。2050年の都市ガスのカーボンニュートラルに向け、エネルギー基本計画では合成メタン、バイオガス、水素等の導入を推進することとしている。カーボンニュートラルという政策目標に加えて、エネルギーの安定供給という観点からも、代替ガスの導入促進を推進することが重要である。

(3) 省エネルギー等の推進。再生可能エネルギーや熱の有効利用、省エネルギー推進を通じて、社会全体でのLNG消費量そのものを抑制する取り組みを推進するとともに、都市ガス事業者においては、省エネ機器の開発や、需要家が簡単に省エネに取り組める「省エネモード」のある機器の開発・情報発信・普及を推進することが重要である。

(4) 小売競争政策等への需給対策の視点の反映。今後、小売競争の活性化や供給ネットワーク政策を検討する際には、都市ガスの安定供給や需給対策の視点も踏まえた議論を行うことが重要である。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明に関しまして、ご質問あるいはご意見などありましたら、先ほどと同じようにお願いしたいと思います。ご発言をご希望の方はTeamsのコメント欄、ここにお名前と発言希望という旨をお書きください。

順次ご指名しますが、先ほどちょっとありましたが、チャット欄をお使いになれない方は手挙げでも結構でございます。ただそういうこともありまして、ちょっと順番が前後する可能性がありますけれども、その辺はご容赦いただければと思います。

それではいかがでしょうか。ご発言ご希望の方、いらっしゃいますか。

草薙委員ですね、ご発言ご希望ということで。どうぞご発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。草薙でございます。

非常にバランスよく記述されていると思います。賛意を示したいと思います。ありがと

うございます。

1点、コメントというか質問をJGAのほうにさせていただきたいのですが、この資料3の3ページの3、「供給対策」、こちらの「(1) LNGの調達と事業者間のLNG融通」というところの、「①これまでの取組等」というところで、「大規模原料供給途絶時の対応ガイドライン」というものが示されているところであります。このガイドラインが、これまで一定の役割を果たしてきたということだろうと思っております。

ただ、サハリン2からの供給途絶が今後あった場合、このガイドラインで対応するのは難しいのかもしれないということをお聞きしたことがございます。こういうものについて、供給途絶のレベル感というか規模感というか、こういったものはガイドライン上どういうふうに位置付けられているのかということをお聞きしたいと思います。

このガイドラインの大規模原料供給途絶というもの、これは一応基準があって対応されているのか、どういったレベル感であるのか、今後のために、日本ガス協会が中心となっている仕組みですのでご教示をいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

○山内座長

それでは質問がありましたけれども、後でまとめてご回答いただくことにしたいと思います。

次の発言者、橋本委員です。どうぞご発言してください。

○橋本委員

どうも橋本です。分かりやすい文章で非常に簡潔にまとまっていて誠にありがとうございます。私のほうからは1点だけ、コメントさせていただきたいのですが、少し気になっているところがありまして。

1点だけなんですけれども、最後の9ページ、5番の中期的な対策・検討課題の4番のところ、小売競争政策等への需給対策の視点の反映というところなのですが、この文章は非常に簡単に書いていますが、今後小売競争の活性化や供給ネットワーク政策を検討する際には、都市ガスの安定供給や需給対策の視点も踏まえた議論を行うことが重要であると、こうなっているのですが、ちょっと経済学的な視点から申し上げたいのですけれども、これは必ずしも競争を抑制することではないということ、もし書き加えられるならば書いていただければありがたいなと思っております。

というのは、競争には価格の調整機能と数量の調整機能がありますので、小売競争を活性化することによってこういう価格の調整機能や数量の調整機能が高まっていけば、その安定供給や需給対策にとっても有益な効果をもたらすのではないかなと思っております。

従って、必ずしも競争を抑制することが安定供給や需給対策にとって必要というわけではないということに留意すべきかなと思っております。その点がご検討いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。後でまた回答させていただきます。

次のご発言、小林委員、どうぞ。

○小林委員

ありがとうございます。法的措置から現場の対策までしっかりと記載されていて、全体としては賛同いたします。

経済DRに関して一言意見を持ちたいと思います。ここに記載されている内容について、全体としてはこれで適切かと思えますけれども、例えば都市ガスの消費量を下げのために石油に、言ってみれば逆燃転すると。そうすれば都市ガスの消費量は下がる、それに伴って消費側の経済的メリットを得ると。こういったある意味抜け道の経済DRということもあり得ると思うんですね。

そうしますと、日本全体で考えているCO₂の削減ということに対しては、大変ネガティブな影響があるということになりますので、そういったことがないように制度設計をきちんとすべきだと思います。

都市ガス事業者の特徴を踏まえた内容をきちんと考慮して検討するということですので、電気はやはり何度も議論がありましたけれども、設備側の課題のために経済DRを基本的にやって、それに対して今回の都市ガスについては消費量、使用料全体の話。一隻ごとにガスを買うわけですから、やはり背景が違うということになりますので、そこについてはしっかりと考慮しつつ、制度設計を都市ガス事業者の立場をきちんと理解した上で進めていただくといいなと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは橘川委員、どうぞご発言ください。橘川先生、聞こえていらっしゃるでしょうか。橘川先生、手挙げの手が挙がっていますけれども。

○橘川委員

すみません、ミュートになっていました。聞こえますか。

○山内座長

はい、聞こえます。

○橘川委員

今回は私のほうの事情で事前のブリーフィングを受けていないせいもあるかと思うのですが、皆さんから割と肯定的な意見が相次いでいますけれども、私は肝心な部分でかなり曖昧かなというような印象を持っています。

例えば、需給の供給サイドのところ、長期的な在庫とかがあって、何か微妙な言い回しなんか使っている。備蓄という言葉は書いてないんですね。これをやるのかやらないのか、その辺のところはちょっとはっきりしない。

それから調達に関していろいろ、民間が厳しい時には国が前面に出てくるという書き方

があるのですが、これは具体的に一体何をやるのかと。その辺のところはまだまだ詰まっ
てない方が多いのではないかと、こういう印象を全体として持ちました。

そして、いずれにしても調達に国が絡んだり、あるいは備蓄ということが視野に入っ
てきた場合、今の経産省の行政体制、つまり原課はガス市場整備室しかないわけで、資燃部
の石油・天然ガス課との関係を一体どうするのかと。それが違う部にあっているのかとい
うことを含めまして、この政策を本当にきちんとやる気で経産省の体制が整っているのか
という点が心配であります。

そしてさらに言うならば、例えば今回の事態を招くプロセスで一番大きなものとしては
J E R A が、ガス会社ではないのですが、昨年の 500 万トン、カタールとの長期契約をや
めたわけですけれども、それに追随したガス会社もありましたが、その背景には明らかに
第 6 次エネルギー基本計画があって、あのエネルギー基本計画で計算すると、2030 年に必
要な日本の天然ガスの量は 5,500 万トン未満でいいと、こういう数字がある。

一方で産消会議等で 1 億トンに関与するという話があるので、つまりそこはアジアでト
レーディングやれというようなシグナルになった。ある意味で J E R A はそれに従ってい
るようなところもあるわけでありまして、今回の事態を踏まえて基本計画を見直さなくて
もいいのか。第 6 次エネルギー基本計画の天然ガスのところを見直さなくていいのか。
そここのところをお伺いしたいと思います。

いずれにしても国の関与というのですが、体制的にも、それから今言ったような政策的
にもちょっと不十分さを感じておりまして、この場合例えばエネルギー供給高度化法の運
用なんかを見ている、ガスのほうは割と今回きちんとそれを使って、5%だとか1%だ
とかここで使おうとしているわけですが、電力のほうは第 6 次エネルギー基本計画でゼロ
エミッション電力が実は 59%に上がったにもかかわらず、従来の第 5 次エネルギー基本計
画時代の 44%義務化を維持しているような感じで、政府としての一貫性というのを非常に
感じないところがたくさんありまして、これを機にやはり基本政策の見直しも含めてきち
んと考え直さなければいけない段階に来ているのではないかと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。後ほどまた追って回答を事務局のほうからいただきたいと思
います。他にいらっしゃいますか。ご発言ご希望は。

鈴木委員からご発言ご希望でしょうか。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員

富士フィルム和光純薬の鈴木です。全体的には文章はよくまとまっていると思います。

1 つコメントなのですが、5 ページに L P ガスの利用の可能性を含め、あらゆる可能性
を検討することが重要と記載がございまして、その次の 6 ページにも、需要家側だけでな
く、供給側である都市ガス事業者側においても利用可能性を検討するという記載がござい
まして。需要家として L P ガス等を使うといった場合にどんな準備が考えられるのかとか、

それからこれはBCPとして活用されるような手段となり得るのかという、検討するためにも、例えばどんな形でLPガスというものが使われるのか、そういった例示をイメージしてはいかがかなと思いました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。他にいかがでしょう。小野オブザーバー。

○小野オブザーバー

報告書案を整理いただき、ありがとうございました。案については全く違和感ありません。

前々回も申し上げたとおり、都市ガスの供給制約というのは企業活動の制約に直結することから、まずは供給側対策に万全を期すということが大事だと思います。スポット調達や事業者間のLNGの融通等を行ってもなお、その供給に支障が生じるような場合、初めて需要の制限になると考えますが、そのような場合は極力経済DRを施行し、規制的措置はあくまで最終手段とすべきかと思います。

前々回申し上げたとおり、日本のエネルギー需要の6割は発電用であり、原子力発電所の稼働のさらなる促進や、石炭火力等の電源の稼働率の向上。あるいは、これは供給側対策として、省電力によりLNG火力の出力を減少させ、その分の余力をガス供給に多く回すことも可能ではないかと思います。

都市ガスの経済DRについては、制度設計に相当な工夫が要ると感じています。電気におけるDRで需要家に対応を求められる期間は、多くの場合、需給逼迫の日のうち数時間であり、発電能力であるkWを確保することで乗り越えることができます。また、需要家には、経済合理性に基づくピークシフトや、あるいは自家発電のたき増し等の選択肢があります。

一方、都市ガスDRは供給制約に応じて、需要量そのものを削減することが求められるために、企業の生産活動の縮小に直結します。企業の需給機会の逸失につながりかねないということから、いかに事業者のインセンティブをつくるか、今後は国内外のDRの好事例を参考にしながら、詳細に議論を行っていくべきと考えます。

政府には、必要に応じて事業者間融通のルール作成、あるいは制度的障害の見直しなど、主導的な役割が求められると思います。

○山内座長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

それでは、取りあえず今まで幾つかご質問がございましたので、それについて対応をさせていただこうと思います。よろしいですか。お願いいたします。

○野田室長

どうもありがとうございました。まず橋本委員からいただきました最後のページ、中期的な対策・検討課題(4)のところでございます。競争政策等への需給対策の反映という

ところでございますけれども、私も橋本委員と全く同じ問題意識でございます。決して競争政策の促進が安定供給、この需給対策と反するというのではなくて、むしろ競争の促進を行う結果、安定供給が高まるといったところも当然あるのだろうと思っております。

こちら辺の書き方は、そういった趣旨が組み取れるような追記ができるか、この後、座長とご相談をさせていただきたいと思っております。

橘川先生からいただきました、中期的な対策のところ、在庫というような書き方だが、備蓄はどうするのかがはっきりしてないじゃないかというご指摘ございました。

また、調達に対する国の関与・規定といったところについても、具体的に何をどうするのかといったところが明らかではないというご指摘であったと思っております。

さらにはこういったことを実施する上での現在の資源エネルギー庁の体制、私どもでありますとか石油・天然ガス課、この体制をどう考えるのかというご指摘があったかと思っております。

こちらにつきましては、在庫の持ち方であるか、もしくはそれを備蓄というような形でかなりの期間を念頭に置いてやるかといったところにつきまして、ここは中期的な対策ということで、今後の検討課題とさせていただければと思っております。

今回の短期の議論の中では、需給対策ということで結論を出すということではなく、先生からご指摘ありました在庫の持ち方、備蓄という形で持つのかということも含めて、今後検討させていただければと思っております。

また、国の調達への関与ということにつきましては、2年前の電気事業法の改正におきまして、こういったJOGMECに対する国からの調達の要請といった規定が入ったわけでございます。具体的に何をするのか不明だといったところにつきましては、まだこれを実際に発動した実績もございませんので、そういったことでございます。

ただ、国の最終的な関与の仕方といったときに、調達面で国として関与するというような根拠が何もないといったことは、電気については、発電用の燃料について、国がJOGMECに要請をして調達を要請することができるのに、都市ガス用についてはそういった規定がないことについては、制度面でまずはイコールフットィングを図るということが大事ではないかと考えてございます。

また、エネルギー基本計画についても、いろんな変化を踏まえて見直すということが必要ではないかというご指摘だったかと思っております。こちらにつきましては、都市ガスに需給対策という文脈においては必ずしもエネルギー基本計画の見直し、天然ガスの見直しが直ちに必要だとは思ってございませんけれども、いずれにしても先生からこういったご意見をいただいたということは、省内でよく共有をしていきたいと思っております。

基本的には、この対策自体はエネルギー基本計画に何か反するというところではないと考えているところでございます。

あとは鈴木委員からLPガスの代替利用について、どのような形でLPガスが使われるかの具体的な例示を記載してはどうかということでもございました。こちら、これまでの審

議の中でL Pの代替的な利用の可能性、L Pに限らず何か需要家に負担や特別な取り組みを求めることなく、供給側で何か対策ができることがあるのではないかというような一般的な議論を、このワーキングの中ではさせていただいたかと思っております。

そういった中で、特にL Pガスの使い方として、この使い方は促進すべきだということまで具体的な議論があったわけではなかったと認識をしております、報告書の記載といたところはなかなか難しいのかなと思っております。

ただ、一方でこのワーキングでも議論に出ましたL Pガスを一定程度都市ガスの供給の中で量を増やすというような形、ただし熱量はその分調整をした形でというようなお話もありまして、他国の事例を見ますと、私が見た限りでは韓国ではそういった取り組みを、もちろんボリュームとしては大きくないかもしれませんが、そういった事例を発表しているところもありましたので、実際にはそういった取り組みも事業者側ではやり得るということだろうと思います。

一方で、需要家側でもL Pガスの使い方は、もちろんこれからの事例の発信・提供といったところは大事かと思えますけれども、本審議会の中ではそこまでの具体的な議論はなかったということをご理解いただければと思っております。

私からは以上でございます。

○山内座長

ガス協会のほうから何かありますか。

○早川オブザーバー

はい。草薙委員のご質問に対してお答えしたいのと、全体に対するコメントも併せてさせていただいてよろしいでしょうか。

○山内座長

はい、どうぞ。

○早川オブザーバー

それではまず草薙委員からのご質問に対するご回答からさせていただきます。

大規模原料供給途絶時の対応ガイドラインの現行の規定ですけれども、そもそもの目的としては生産地でのトラブル、あるいは自然災害、テロなどで途絶した場合で、自社で対応できない場合にこうした対応を想定しており、大規模原料供給途絶時の定義としては、LNGを輸入しているガス事業者が自社による対応のみでは対処できない規模の原料供給途絶というふうに記載をしております。イメージしていますのは、どこかのLNGプロジェクト1基地で大きなトラブルがあって、しばらく生産できない等を想定しております。その意味で、今回のサハリンのように全てのガス事業者が供給に困難を来すということは想定していなくて、ある事業者が困難に陥ったので業界全体として、そこを支援するための体制、あるいは融通等をしていこうと、こういうことであります。

今回のような大規模、これほどの全社が絡むようなことは想定しておりませんでしたので、今回のこのガス事業制度検討ワーキンググループを機に、改めてこの辺の定義を明確

化して、被害の大きさのレベル感に合わせた体制として、改めてガイドラインの改定をしてまいりたいと考えているところであります。

現実的には被支援事業者から日本ガス協会のほうに支援要請が発せられる場合や、あるいは政府の中に対策本部ができた場合に、日本ガス協会内に支援対策本部をつくるという規定になっていますが、今回のようなケースでは、どこということではなくて全ての事業者が被支援事業者になりますので、こうした場合にどういうふうに支援対策本部を設置するとか、どういう体制で維持するかということは改めて日本ガス協会としてガイドラインを改定したいと思っております。また前回もご説明申し上げましたけれども、これに合わせて有事に備えた事前の準備についてのガイドラインをまとめて、例えば供給対策としてどのような取り得る手段があるかや、需要対策ではどうだと、こうしたことを各社が少し事前準備できるようなガイドラインを作って、この大規模原料供給途絶時の対応ガイドラインと併せて各事業者に出すということを考えたいと思っております。質問については以上でございます。

併せて今回のワーキング全体につきましてコメントをさせていただければと思います。まず事務局におかれましては、これまでの議論を丁寧に整理いただきまして感謝申し上げます。われわれガス協会として需給逼迫が懸念される場合においても、まずは代替調達による安定供給の継続に最善を尽くしてまいります。その上で供給対策として1点、需要対策で2点コメントさせていただきたいと思っております。

1点目は供給対策の(2)調達に対する国の支援についてであります。ガス事業者への金融支援や需要家支援の検討について取りまとめに記載をいただき、ありがとうございました。冒頭に申し上げましたとおり、需給逼迫が懸念される場合には代替調達による安定供給継続を行ってまいります。現下のLNG市場が高騰していることに鑑みますと、特に中堅規模の事業者にとっては持続的な経営リスクおよび価格転嫁によるガス料金の高騰リスクが懸念されます。

このため記載いただいたような支援策について、ぜひとも検討を進めていただけますと業界としては大変ありがたく思います。

次に、需要対策について2点申し上げます。まず1点目、経済DR、経済インセンティブの活用についてであります。インセンティブの内容や実施対象など具体的な方法について業界として検討を深めてまいります。その上で各小売事業者が経済的合理性を踏まえて導入の判断を行い、また需要家の声も聞きながら実施をしていくものと考えております。

2点目は(3)、③の需給逼迫の状況を需要家に伝えるための情報提供の在り方について、検討状況についてご報告をいたします。

前々回のこのガス事業制度検討ワーキンググループでお客さまに足元の節ガスに取り組んでいただくことを重点において、1週間ごとの数値を情報提供することを説明させていただきました。その際に委員の皆さまからいただきました意見を踏まえて、改めてそもそも節ガスを要請する目的に立ち返ってみて、足元から追加LNG調達に必要なリードタイ

ム2カ月の間に、タンク在庫が運用下限を下回ることを回避するという考え、このためこの目的に叶うように2カ月間の需給逼迫状況を示す方向で情報提供の内容を現在検討しております。

またタイミングについても、お客さまの節ガス行動のリードタイムの考慮を受けて情報提供を行う方向で検討をしております。

引き続き事務局とも連携させていただきながら実務的に詳細検討を行い、この冬に向けて準備してまいりたいと考えております。

最後になりますが、前回委員の先生方からカボタージュ規制や仕向地条項の有事の際の取り扱いについてご意見がありました。これは万が一の有事において、平時における規制やルールがどこまで重用されるのかという本質的なご意見だったと理解しております。エネルギーの安定供給を何としても確保するため、ガス協会として実行可能な策に全力で取り組んでまいります。

現行の仕組みでは対応できないことや、これまでにない取り組みが求められることも想定されますが、経産省さまはじめ、関係各所とも連携をして、わが国のエネルギー安定供給に努めてまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

7月から集中的にガスの需給対策についてご議論いただきましたこと、業界として厚く御礼を申し上げます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。ご発言と、それから事務局、ガス協会からご回答いただきましたが、さらに加えてご発言のご希望はいらっしゃいますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

先ほど事務局からありましたように、橋本委員のご意見については少し表現について事務局と相談させていただこうと思います。それから、橘川先生から幾つかご指摘いただきましたけれども、事務局の考えというのはこういうことだということで、すみません、ご理解いただければと思います。

そういたしますと、今、早川のほうからもありましたけれども、4回にわたって都市ガスの需給対策ということでご議論いただきましたけれども、内容的には今までのワーキングで議論したものを整理したと、こういうことございまして。今の申し上げたような点を配慮いたしますと、基本的には今回この内容について一応のご理解をいただけたのではないかと私は考えております。

そして今、若干申し上げた点について修正ございますので、その点については私のほうに一任していただいた上で、電力・ガス基本政策小委員会に報告いたしまして検討に付したいと思いますが、よろしゅうございますか。

特にご異議なしというふうに解釈いたしまして、そのようにさせていただこうと思いません。

3. 閉会

○山内座長

本日の議事はこれで終了ということになります。本日も活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

最後に今後の予定について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○野田室長

皆さま、どうもありがとうございました。これまで計4回にわたり本ワーキングで都市ガスの需給対策についてご議論をいただきました。この今回の資料の3、都市ガスの需給対策案につきましては、この後の次回の電力・ガス基本政策小委員会に報告をいたしまして、またその場でもご議論をいただきたいと思っております。また並行して一般の方からの意見募集も実施をしていきたいと思っております。

次回の本ワーキンググループの日程や議題につきましては、改めて個別にご連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは第24回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。